

社会福祉法人南湖会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南湖会（以下「当法人」という）定款8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態等に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長の業務に対する報酬を別表1のとおり支給する。ただし賞与は支給しない。
- (2) 理事長以外の常勤役員等については、報酬及び賞与支給することができる。ただし職員を兼ねている場合は併給しないものとする。
- (3) 非常勤役員等については、業務に応じて報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等が職務のため（研修会出席を含む）出張をしたときは、職員の旅費規程に基づき旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表第2の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただしその日が休日にあたる時は職員給与に準じた日とする。
- (2) 賞与・退職金については、支給しない。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に参加した都度、現金で支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は評議員会の承認をうけて行う。

(補則) この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成30年6月16日より施行する。

別表 1

(理事長の報酬)

役 職 名	報 酬 の 額
理事長の業務に対する報酬 毎週 2 日は出勤し理事長業務を行う	月額 (税引後) 100,000 円 (支給額 100,760 円)

別表 2

(常勤役員(職員を兼ねている)の報酬・賞与)

役 職 名	報 酬 の 額
常勤役員の報酬	支給しない
7 月 賞与	無
1 2 月 賞与	無

別表 3

(非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

役 職 名	報 酬 の 額
評議員会への出席	日額(税引後) 10,000 円 (支給額 10,315 円)
上記の他法人及び施設業務の為の出勤	日額(税引後) 5,000 円 (支給額 5,157 円)

(2) 理 事

役 職 名	報 酬 の 額
理事会等会議への出席	日額(税引後) 10,000 円 (支給額 10,315 円)
上記の他法人及び施設業務の為の出勤	日額(税引後) 5,000 円 (支給額 5,157 円)

(3) 監 事

役 職 名	報 酬 の 額
監事監査等の業務	日額(税引後) 10,000円 (支給額 10,315円)
理事会等会議への出席	日額(税引後) 10,000円 (支給額 10,315円)
上記の他法人及び施設業務の為の出勤	日額(税引後) 5,000円 (支給額 5,157円)